

川島町立図書館のあり方研究会設置要綱

平成 25 年 3 月 29 日  
教育委員会告示第 6 号

(目的及び設置)

第 1 条 川島町立図書館の今後のあり方について研究し、川島町立図書館の運営の充実を図り、もって町民サービスを向上させるため、川島町立図書館のあり方研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 研究会は、次に掲げる事項について研究し、その成果を川島町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

- (1) 川島町立図書館のサービスに関する事項
- (2) 川島町立図書館の運営及び設備に関する事項
- (3) 前 2 号に定めるもののほか教育長が必要と定める事項

(組織)

第 3 条 研究会は、委員 12 人で構成し、次に掲げる者のうちから教育長が指名する。

- (1) 学識経験者
- (2) ボランティア団体の代表
- (3) 一般公募による町民
- (4) 学校関係者
- (5) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、指名した日からその年度の 3 月 31 日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 研究会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、研究会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職

務を代理する。

(会議)

第6条 研究会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、教育長が招集する。

2 研究会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 研究会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 研究会は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 研究会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

2 この告示は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。